

役員及び評議員の費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人武蔵会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への費用弁償等)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときの費用弁償は、別表1により支払うことができる。

(理事長及び常務理事の報酬)

第4条 理事長及び常務理事の報酬については、別に定めるものとする。

(監事の費用弁償)

第5条 監事が法人業務及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合の費用弁償は、別表2により支払うことができる。

(重複支給の防止)

第6条 同一日に理事会・評議員会又は運営業務が発生した場合で、理事会・評議員会のいずれかに出席した場合又は合せて運営業務に従事した場合には重複支給しない。

(適用除外)

第7条 施設等の職員を兼務する役員・評議員等は、この規程を適用しない。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費を支給することができる。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表1

名 称	費用弁償
理事会出席時等	5,157円
評議員会出席時等	5,157円

別表2

名 称	費用弁償
監事監査指導時等	5,157円
入札等の立会時等	5,157円

別表3

名 称	費用弁償
旅費	実費